○ゴミポスト掲示使用細則

平成17年9月17日制定 令和 4年3月19日全部改正

ゴミポスト掲示使用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、日吉台共有施設管理組合(以下「組合」という。)が設置しているゴミポストの掲示板(以下「掲示板」という。)の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲示物の範囲)

- 第2条 掲示板に掲示する文書又は図画等(以下「掲示物」という。)は、次の各号 に掲げる掲示物に限り、許可するものとする。
 - (1) 富里市のごみに関する告知
 - (2) 自治会のごみに関する告知
 - (3) 資源リサイクルの案内
 - (4) 日吉台自治会及び日吉台小学校区自治会連絡協議会が係わる文書・案内(夏祭り、音楽祭、コミセン祭り等)
 - (5) その他公益上必要があると組合が認めた掲示物

(掲示物の指定筒所)

- 第3条 前条の規定により掲示物を掲示できる箇所は、ゴミポスト掲示板内の組合が 組合員に対して行う告知専用部分以外に空スペースがある場合に限り、掲示できる ものとする。
- 2 掲示物の指定箇所は、次の図の(3)又は(4)に掲げる箇所とする。
 - (1) ゴミ投入開始時刻表
 - (2) 資源リサイクルの案内

	52	cm —
↑ 40 ¢ m	(1)ゴミ投入開始時刻表	(2)資源リサイクルの案内
	(3)	(4)

(掲示物の規格)

第4条 掲示物の規格は、B5以内の大きさとする。ただし、組合が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(掲示物の制限)

- 第5条 次の各号に掲げる掲示物は、許可しない。
 - (1) 法令に違反するもの又はそのおそれがあるもの

- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 営利を目的とするもの
- (4) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に関するもの
- (6) 社会問題についての主義主張と認められるもの
- (7) 趣味等のサークル活動の勧誘をするもの
- (8) その他掲示物として適当でないと組合が認めたもの

(掲示期間)

第6条 掲示物の掲示期間は、1か月以内の期間とする。ただし、組合が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(掲示物の掲示及び撤去)

- 第7条 掲示物の掲示及び撤去は、組合から許可を受けた者がこれを行う。
- 2 掲示期間が終了した掲示物は、終了日から3日以内に撤去しなければならない。
- 3 前項の撤去期限を経過しても掲示物を撤去しない場合、組合は当該者に督促する ものとし、従わないときは、組合がこれを撤去することがある。

(申請)

第8条 掲示物を掲示したい者(以下「申請者」という。)は、ゴミポスト掲示使用 許可申請書(別記様式。以下「申請書」という。)に掲示しようとする掲示物の原 本又は写しを添えて組合に提出しなければならない。

(決定)

- 第9条 組合は、申請書を受理したときは、内容を審査し、許可の可否を決定する。
- 2 組合は、前項の規定により許可を決定したときは、提出された掲示物の一枚に受付印を押印するものとし、この他の掲示物への押印は省略するものとする。

(掲示の禁止及び特例)

- 第10条 ゴミポスト前面(掲示板を除く。)への掲示は、禁止する。
- 2 緊急性がある掲示物又は特に重要と認められる掲示物は、前項の規定にかかわらず、組合が許可することがある。

(補則)

第11条 この細則に定めるもののほか、ゴミポストの掲示に関し必要な事項は、理事長が理事会に諮り決定する。

附則

(施行期日)

- 1 この細則は、令和4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (ゴミポスト掲示使用細則(平成17年9月17日制定)の廃止)
- 2 ゴミポスト掲示使用細則(平成17年9月17日制定)は、廃止する。 (経過措置)
- 3 この細則の施行日前に許可された掲示物については、なお、従前の例による。

ゴミポスト掲示使用許可申請書

年 月 日

日吉台共有施設管理組合理事長 様

団体名	
責任者	
電話番号	

記

掲示物の名称					
利用の目的					
掲示期間 (1か月以内)		年 年	月月	日から 日まで	
ゴミポスト の掲示箇所	□全部(68箇所) □一部(ポスト名)
			撤去に関する事項		
※組合記入欄	掲示に関する事項		撤去	に関する事項	頁
※組合記入欄掲示板の開閉鍵の番号	掲示に関する事項		撤去	に関する事項	頁
掲示板の	掲示に関する事項		撤去	に関する事項	頁
掲示板の 開閉鍵の番号	掲示に関する事項		撤去	に関する事項	頁 ————————————————————————————————————

日吉台共有施設管理組合

受付印